

中津川に住もう!

を応援します!!

中津川で新生活!!

令和6年4月1日現在

新婚さん 定住推進課 住まいる応援事業

中津川市内で住宅を取得する新婚世帯を応援します。

補助の額

- ▶ 住宅の購入 (新築/建売/中古)・増築 **30万円**
 - ▶ 新築住宅購入 **10万円加算**
 - ▶ 市内に本社のある事業者との契約 **10万円加算**
- 最大 50万円**

対象条件

- ▶ 令和4年4月1日以降に契約した住宅 (契約金額:100万円超)
- ▶ 契約時に結婚5年以内の夫婦
- ▶ 夫婦の合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいること
- ▶ 申請を契約日から1年6ヶ月以内に行うこと

子育て世帯 定住推進課 住まいる応援事業

Uターン者用住宅のある地域 (阿木・神坂・山口・川上・加子母)で住宅を取得する子育て世帯を応援します。

補助の額

- ▶ 住宅の購入 (新築/中古)・増築 **30万円**

対象条件

- ▶ 令和4年4月1日以降に契約した住宅 (契約金額:100万円超)
- ▶ 夫婦の合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいること
- ▶ 申請を契約日から1年6ヶ月以内に行うこと

※新婚さん住まいる応援事業との併用不可



お家探しは、空き家情報バンクを活用しませんか?



空き家情報バンク

中津川市へ移住・定住を希望される方を対象に「空き家情報バンク」を開設しています。市内の協力不動産会社と連携し、不動産所有者様と、移住・定住希望者様への橋渡しを目的として、空き家や中古物件の情報をご紹介します。ぜひご活用ください!

条件

- ▶ 市内へ定住する方
- ▶ 定期的に滞在して、農業・経済・教育・文化・芸術活動により地域の活性化に寄与できる方 等

詳しくは、
定住情報ポータルサイト
「中津川に住もう!」ホームページ
空き家住まい情報ページをチェック!▶



中津川に「住もう！」 を応援します!!

令和6年4月1日現在

空き家再生リフォーム補助

定住推進課 中津川市の空き家を賃貸住宅として活用する方への支援制度です。

補助の額

リフォーム工事に
かかった費用の **1/2**
最大 **40万円**

対象工事

- ▶ 一戸建ての空き家を賃貸するためのリフォーム工事
- ▶ 店舗併用住宅は、店舗部分を賃貸するための自宅部分のリフォーム工事
※市内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業者に依頼していること。

対象

- ▶ 空き家の所有者(個人)または、空き家の利用者(借主)でリフォーム工事をされる方

交付条件

リフォーム工事前に市の認定をもらっていること。
賃貸借契約が成立していること。

空き店舗活用支援事業

商工振興課 中津川市の空き店舗を活用して事業を行う方(個人・法人など)のための改修にかかる支援制度です。

補助の額

店舗の改修工事等に
かかった費用の **1/2**
最大 **50万円**

対象業種

- ▶ 小売業、飲食業、その他サービス業など (風営法に該当する業種などは除く。)

対象工事

- ▶ 事業を始めるための空き店舗のリフォーム工事
※市内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業者に依頼していること。

対象

- ▶ 中津川市で空き店舗を活用し事業を行う、中津川市在住の方
※出店にあたり、商工団体の指導による経営計画書の作成が必要です。

空き家家財道具等処分補助

定住推進課 空き家の家財道具等を処分する方への支援制度です。

補助の額

補助対象経費の
合計金額の **1/2**
最大 **10万円**

対象

- ▶ 空き家情報バンクに登録された空き家の所有者
- ▶ 空き家情報バンクに登録を希望する所有者 (市が空き家情報バンクに登録できると判断した場合)
- ▶ 地域づくり組織が管理する空き家の所有者等

対象経費

- ごみ等の処分や家電リサイクル法に指定された家電製品の処分にかかる経費
- 仏壇等の撤去や家財の移設にかかる経費 ● 樹木の伐採、草刈にかかる経費 等

市営住宅 UIターン住宅

都市住宅課 市内またはUIターン住宅のある地域に定住を希望する世帯向けの住宅です。

- ▶ 家賃 **3万円/月** ▶ 入居期間：原則5年
- ▶ 地域：阿木・馬籠・山口・川上・加子母

対象

- ▶ ご夫婦(婚約者がいる方)または子育て世帯の方

※年齢制限40歳以下、ただし18歳未満の子(胎児含む)がいる場合はこの限りではない

その他の
住宅の支援メニュー

商工振興課

創業・第二創業支援補助

建築管理室

木造住宅耐震化助成制度

下水道課

合併処理浄化槽の設置に対する補助

環境政策課

ゼロカーボンシティ推進補助事業

※それぞれの制度は、この他にも必要な要件があります。詳しくはお問い合わせください。

〈 中津川市ではこの他にも医療・福祉・子育てについての制度が充実しています 〉

「中津川に住もう！」
お問い合わせはこちら

中津川市 定住推進部 定住推進課 TEL.0573-66-1111 (8:30~17:15 平日)
〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号

▶ 定住情報ポータルサイト「中津川に住もう！」 <https://www.nakatugawa.com/>

